

琉球諸語の継承について

宮良 信 詳

琉球列島における伝統的な言語は琉球諸語と呼ばれる。日本語とは何が違うのか、その言語的な位置付けはどうなっているのか、そのような言語を受け継ぐということにはどういう意義があるのか、その継承のためにはどういうことが必要になってくるのかということなどについて考察する。

さて、筆者は沖縄県八重山郡石垣島四箇の大川で生まれ育ったのだが、当時の島での社会・学校生活の基盤となっていたのは、どうしたことか四箇八重山語（以後、八重山語）ではなく、日本語であった。当然の帰結として、八重山語の母語話者になりそびれた。それで、はばかりなく「やいまぶいとう」（八重山の人）と言うには大切な何かが足りないという思いがどこかにある。高校卒業後は沖縄本島に渡って生活することになるが、沖縄語の母語話者になれるはずもなく、当然「うちなーんちゅ」

（沖縄本島の人）でもない。間違いなく「日本人」なのだが、根っこには「やいまぶいとう」がいて、「うちなーんちゅ」にはなれずにいる自分を日々感じながら、普段の生活を営んでいる。

それでも沖縄県民の一人なので、「沖縄」には強いこだわりを持って生きている。特に、沖縄本島で五〇年余という人生の大半を過ごしてきたからには、もはや「なからうちなーんちゅ」（半分は沖縄の人）なのではという勝手な思いもある。このように一個人の生い立ちの中における琉球諸語の中の沖縄語と八重山語との接し方から複合アイデンティティを生じさせている。

本稿では沖縄語の事例を中心にとらえながら、その言語継承についてもみていく。

一、琉球諸語とは？

琉球諸語は、北から奄美語(あまみぐち)、国頭語(くんぢやんぐち)、沖縄語(うちなーぐち)、宮古語(みやーくふつ)、八重山語(やいまむに)、与那国語(どなんむぬい)の六言語だとされる。(言語)を意味することばは、北琉球では「くち」^(註)だが、南琉球では「ふつ」「むに」「むぬい」とさまざまである。英語、ドイツ語、オランダ語が西ゲルマン語から約二〇〇〇年程前に分岐したように、琉球諸語も日本語と共通の祖先となる言語から約一七〇〇年程前に分岐したと言われる(服部一九三二、一九五四・名嘉真一九九二・安本一九九四)。そのことを裏付ける事実がいくつもある。「流求(琉球)」の呼び名は『隋書』(六三六年)に初めて現れ、『日本書紀』(七二〇年)にも琉球の島々における生活集団を意識した記載が見られるという。

当時の日本の国名は「倭(後に、大和)」であった。奈良時代の『古事記』(七一二年)には「日本」という国名はいっさい見られないというが(神野志二〇〇五)、現在の沖縄語における「やまとう」(日本、他府県)、「やまとうぐち」(日本語)、「やまとうんちゅ」(日本人、他府県人)は「大和」の呼び名を反映している。

奈良時代における中国の呼び名は「唐」(六一八〜九〇七年)だが、現代の沖縄語でも当時を反映した「とー」(中国)、「とー

ぬくち」(中国語)、「とーんちゅ」(中国人)、「とーあちれー」(中国製品)という呼び名がいまだに遣われている。

しかも、一四二九年に成立した琉球王国は、唐から宋、元と続いた後の明や清との国交が盛んだったのにもかかわらず、それでも中国を「とー」とする呼び名が変わることはなかった。このように、琉球諸語における「やまとう」や「とー」が奈良時代(七一〇〜七八四年)の呼び名を反映しているという事実からも、八世紀か、あるいはそれ以前には、すでに琉球列島には人々が住んでいて固有の言語を話していたと考えられる。

琉球諸語は、琉球列島において二〇〇〇年以上にわたって一人歩きしてきたことから、日本語からは独立した別の言語の集まりで、日本語と姉妹語同士という関係にある(Chamberlain 1995・ハインリッヒ二〇一一・宮良二〇一一、二〇一九)。

それでは、琉球諸語は日本語と何がどう違っているのか、いったいどういう言語的位置付けができるのかを正しく知っておくことは、言語継承の問題などに取り組む姿勢や方法に違いが出てくるものと思われる。以下においては、音声、文構成、語形成の面から沖縄語の事例を中心に取り上げるが、ときには八重山語の事例も添えながら、検証してみる。

「二、一」タ行、ハ行、ワ行 日本語のタ行、ハ行、ワ行と対比すると、琉球諸語は現代日本語ではなく、古い日本語の音声の特徴を保持するという側面がみられる。

(1) 「タ行」…日本語のタ行は本来「*ta tu te to*」の発音であ

ったが、室町時代末期になると口蓋化(*tu* → *tsu*)、破擦化(*tu* → *tsu*)が起ったとされる(浅川二〇一)。その上、古い日本語のタ行「*ta tu te to*」の発音を現代日本語の仮名で表記すると、「た」「てい」「とう」「て」「と」になる。

i 沖縄語のタ行は「*ta tu te to*」に「*chi*」が加わった「た」「ち」「てい」「とう」「つ」「と」の六段である(宮良二〇一九:四二頁)。

ii 八重山語では、日本語のタ行に対して、タ行の五段「た」「てい」「とう」「つ」と(すなわち、「*ta tu te to*」)とツァ行の六段「ち」「ち」「つ」「つ」「つえ」「ちお」(「*tsa chi tsu tsu tse tso*」)が対応する(宮良二〇二一:二七～三〇頁)。

「タ行」にかんする i、ii が示すように、沖縄語も八重山語も、現代日本語の「た」「ち」「つ」「て」「と」ではなく、古い日本語の「た」「てい」「とう」「つ」「と」を保持する。しかも、沖縄語のタ行における「ち」(*chi*)、「てい」(*te i*)とか、八重山語のツァ行における「ち」(*chi*)、「ち」(*tsi*)のように、同じ行にイ段が二つもあるのは琉球諸語の特徴の一つである(宮良一九九七、二〇〇〇、二〇一、二〇一九 i、二〇二一 ii・iii、二〇二一)。

ハ行についても、現在の「ハ」音ではなく、以下に示すようにより古い音声(*hw, p*)を琉球諸語は保持する。

(2) 「ハ行」…現代日本語のハ行子音は、古くは「*h*」音で、*hw*-音を経て、「ハ」音になったとされる(上田一八九八)。^(註2)

i 沖縄語では、ファ行「ふあ」「ふう」「ふい」「ふえ」(*hwa hwi hwu hwe*)とハ行「は」「ひ」「ほ」(*ha hi ho*)が対応する(宮良二〇一九:四二～四三頁)。

ii 八重山語では、バ行「ば」「び」「ぶ」「べ」「ぼ」(*pa pi pu pe po*)とハ行「は」「ひ」「ふ」「ほ」(*ha hi hu ho*)がある(宮良二〇二一:三九～四二頁)。

沖縄語では中世日本語の *hw*-音が主に対応する。さらに古い *h*-音を保持するのが八重山語だが、沖縄本島北部の国頭語や宮古語や奄美語も「*h*」音を保持する。

現代日本語のワ行は「わ・を」の二段であるが、沖縄語は古い日本語のワ行と共通する部分が多いが、八重山語は現代日本語のワ行に近い。

(3) 「ワ行」…日本語のワ行は、古くは「わ」「る」「ゑ」「を」(「*wa wi we wo*」)から現代の「*wa*」——「*wo*」に変わったとされる(浅川二〇一)。

i 沖縄語のワ行は「わ」「うい」「をう」「うえ」「を」(「wa
wi wu we wo」)の五段である(宮良二〇一九i・四
三頁)。

一方、沖縄語のワ行「わ」「うい」「をう」には八重
山語のバ行の「ば」「び」「ぶ」が対応する事例が数多
く見られる(宮良二〇二二iii・四二〜四七頁)。

ii 八重山語のワ行は「わ」(「wa」)の一段のみである。

沖縄語のワ行イ段やエ段の仮名表記が日本語の場合とは異なる
ことや、ワ行ウ段の仮名「をう」については、宮良(二〇二一
i・五六九頁、二〇二二)を参照。

「二、二」二つの「イ」 浅川(二〇一一・一三九〜一四二頁)
によると、万葉仮名「都知(土)」の発音は「*mi*」であったとい
う。「*mi*」を現代日本語の仮名表記にすると、「とうてい」にな
る。しかし、(1)で触れたように「とうてい(土)」におけるタ行
ウ段「とう」は破擦化、タ行イ段「てい」は口蓋化を経て、現代
日本語では「つち」になっている。

一方、現代の琉球諸語の「とうくる」(ところ)、「ていん」
(天)、「ていー」(手)における「とう」「てい」の場合、「つ
ち」のような破擦化や口蓋化との関係はまったくない。それで、
「*つくる」「*ちん」「*ちー」とはならない。このような事例の
場合には、日本語の才段には琉球諸語のウ段が対応し、日本語

のエ段には琉球諸語のイ段が対応するという日本語と琉球諸語
という姉妹語間でみられる母音対応が関係してくる。そのため、
「と」「ころ」のような日本語才段に対してはウ段の「とう」
「く」「る」が対応し、日本語エ段の「て」にはイ段「てい」が対
応する。しかも、日本語エ段に対応する沖縄語のイ段では口蓋
化が関与することはない。

「タ行」の i、ii で触れたように、琉球諸語には口蓋化が関
与する「ち」が無いわけではない。例えば、沖縄語における「ち
ー」(血、乳)、「ちから」(力)、「ちむ」(肝、心)、「ぢしち」(儀
式)では口蓋化による「ち」「ぢ」が見受けられる。しかも、最
初の二例の「ち」はタ行イ段、残る二例の「ち」「ぢ」はカ・ガ
行イ段が関係する。

そこで、沖縄語におけるタ・タ行イ段とカ・ガ行イ段につい
てまとめると、(4)のように口蓋化を誘発する「イ」とそうでな
い「イ」があることになる。

(4) 沖縄語における二つの「イ」

i 口蓋化を誘発する「イ」

(タ・タ行)・「ちー」(血、乳)、「ちから」(力)、
「ちー」(地)

(カ・ガ行)・「ちむ」(肝、心)、「ぢしち」(儀式)、

「ちー」(気)

ii 口蓋化とは関係しない「イ」

(タ行) …「ていん」(天)、「ていー」(手)、「ていら」(寺)
(カ行) …「きー」(毛)、「きぶし」(煙)、「さき」(酒)

国頭語の場合でも類似例を挙げることができる。

ここでは厳密なまとめ方は控えるが、奄美語や宮古語や八重山語においても、口蓋化とは関係しない「イ」として中舌高母音「i」(≠前舌高母音「i」)が実在し、二つの「イ」は琉球諸語にみられる顕著な音声的特徴の一つである。その結果、二つの「イ」の存在によって、(与那国語を除く^{註3)}琉球諸語の体系では六つの母音が機能することになり、現代日本語の五母音に基づく体系と対比される。

〔一、三〕動詞の構成要素 次に、日本語の動詞「始め・る」と、沖繩語の「始め・い・ん(≡始まりん)」、八重山語の「始め・る・ん」を比べてみる。「始め」の「め」はエ段なので、沖繩語や八重山語では、「ていん」(天)や「ていー」(手)における母音対応と同様、規則的にイ段の「み」になる。三つの動詞形を並べてみるだけでは、大した違いはなさそうにもみえる。しかし、次に示すように、過去形を持ち出してみると、三言語における動詞を構成する要素の違いが明らかになってくる。

- (5) 日本語…現在形「始め」・「る」
過去形「始め」・「た」

八重山語…現在形「始め」・「る」・「ん」

過去形「始め」・「だ」

沖繩語…現在形「始め」・「い」・「ん」

過去形「始め」・「た」・「ん」

動詞語根「始め」「始まり」に続く「た」「だ」はいずれの言語でも過去(≡発話の時点以前に出来事が起こったという時制)を表す。

過去ではない場合(すなわち、現在とか一般的な事実や真理など)における八重山語の「始め・る・ん」では、「る」が脱落して「始め・ん」となることもある(宮良二〇二一ii、二〇二一iii…七〇〜七三頁)。「始め・る・ん」でも「始め・ん」でも現在を表すのは「ん」である。それで、三言語における現在を表す要素には次のような音声的な違いがある。

- (6) 現在を表す要素
日本語…「る」
八重山語…「ん」
沖繩語…「い」

八重山語「始め・る・ん」における「る」は「始め」が表す動作の非継続(すなわち、起動か完結のいずれか)を表す(宮良

二〇二一 iii・一二一(一六頁)。動作の継続は「始め・い・ん」のように基本的に「い」で表すが、この場合には「始めーん」のように規則的な変化をする(宮良二〇二一 iii・八五〜八六頁)。このような「る」、「い」の働きは言語学では相(あるいは、アスペクト)と呼ばれる。一方、過去形「始め・だ」は「始め・る・だ」となることはなく、非継続相「る」の脱落が一定の条件のもとで起こる(宮良二〇二一 iii・八〇〜八三頁)。

それで、八重山語における基本的な動詞形は三要素(「語根・相・時制」)で構成されるが、(5)が示すように沖繩語の動詞形も三要素で構成される。しかし、日本語の動詞形は「始め」とそれに続く「る」又は「た」の二要素で構成されるという違いがある。

「一、四」沖繩語の動詞と法 (5)における沖繩語動詞の過去形も現在形も「ん」で終わり、二番目の要素「た」や「い」が過去や現在と関係するので、それに続く「ん」の働きは別にある。

まず、「一郎が商売 始め・た・ん」というような文(7) iii を取り上げる。(7) i は「一郎が商売を始める」という出来事を表すが、(7) i に過去を表す「た」が付与されると、過去の出来事を表す(7) ii が構成される。日本語ではそのような形式を最終要素としたときに文が完成されるのだが、沖繩語の文ではさらに「ん」が必要とされるといふ点が重要な違いである。(さらに、(7)が示すように、日本語における目的語を表わす「を」のように

な助詞を必要としないのは、琉球諸語の特徴の一つである。)

(7) i 「一郎が 商売 始め」(＝出来事)

ii 「一郎が 商売 始め・た」(＝過去の出来事)

iii 「一郎が 商売 始め・た・ん」(＝過去の出来事がどうしたのか?)

言語学では沖繩語の「ん」のような動詞形の最終要素の働きを「法」(いわゆる命令法や仮定法における「法」のこと)と呼ぶが、いろいろな文タイプを生み出す働きと直接かかわっているので、沖繩語の「法」要素を中心とする例文をこれから取り上げることにする。

(7) ii における(過去の)出来事に対して、発話者がどのような心的態度で(あるいは、どういう視点から)臨んでいるのかを表すのが「法」要素である。平叙文であれば、I、(出来事が事実)だと表明する場合と II、文中の(特定の語句に焦点を当てて強調する)場合がある。以後、(特定の語句に焦点を当てること)によって強調することを焦点化と呼ぶことにする。

I (出来事が事実)だとの叙述が「法」要素「ん」で示される
と、

① 一郎が 商売 始め・た・ん。

(一郎が商売を始めた。)

II 〈「どう」付加〉による焦点化が「法」要素「る」で示されると、

② i 一郎がどう 商売 始め・た・る。

(商売を始めたのは一郎だ。)

② ii 一郎が 商売どう 始め・た・る。

(一郎が始めたのは商売だ。)

疑問文であれば、「法」要素は「ん」「る」に代わって、III V が示すように三つの「法」要素「み」「が」「ら」が登場する。(以後、沖繩語における疑問文は、平叙文と区別するため疑問符「？」を用いる。)

III 〈出来事が事実かどうか〉の問いかけが「法」要素「み」で示されると、

③ 一郎が 商売 始め・た・み (＝始めていー) ?

(一郎が商売を始めたのか。)

例文③の現在文であれば、「一郎が 商売 始め・い・み (＝始めーみ) ?」になる。このタイプの疑問文では事実か否かが問題になるので、通常「いー／あーあー (yivii) (はい／いいえ)」で返答する。

しかし、問いかけの対象が出来事ではなく、疑問詞「誰」「何」「何処」などに限定されると、④の例が示すように法要

素は「が」になる。例文⑤における法要素「ら」は、主語「誰が」や目的語「何」「商売」に「が」が付加され、焦点化が起こったことを示している。

IV 〈疑問詞〉による問いかけが「法」要素「が」で示されると、

④ i 誰が 商売 始め・た・が ?

(誰が商売を始めたのか。)

④ ii 一郎が 何 始め・た・が ?

(一郎が何を始めたのか。)

V 〈「が」付加〉による焦点化が「法」要素「ら」で示されると、

⑤ i 誰がが 商売 始め・た・ら ?

(いったい誰が商売を始めたのか。)

⑤ ii 一郎や何が 始め・た・ら ?

(一郎はいったい何を始めたのか。)

⑤ iii 一郎や 商売が 始め・た・ら ?

(一郎は本当に商売を始めたのか。)

例文②や⑤における語句の焦点化に限らない。次例の⑥、⑦における「」の部分で示されるように、「始め・らん」(始めない)で終わる文や疑問詞「いち」(いつ)を含むような文そのものに對しても、焦点化の「どう」「が」が付加される。それで、⑥は② i、② ii と同じタイプの焦点化構文であり、⑦は⑤ i、

⑤ iiと同じタイプの焦点化構文である。法要素「さ」は軽い断定・強調を表す。

⑥ 一郎や「商売^{あちわい} 始めらん」どう あ・てー・さ。

(二郎は商売^{あちわい}始めなかつたんだねえ。)

⑦ 一郎や「いち 商売^{あちわい} 始めー」が す・ら？

(一郎はいつたいつ 商売^{あちわい}を始めるのやら。)

このように、動詞末尾の「法」要素「ん」「る」(あるいは「さ」「み」「が」「ら」)によって、平叙文における(叙実法/直説法)か(焦点化の法)なのか、疑問文における(事実か否かの問いかけの法)か(疑問詞による問いかけの法)か(焦点化の疑問法)のいずれなのかが決まされるので、沖縄語の文では「法」がかなり重要な働きをしている。

さらに、沖縄語では、疑問とは区別される確認の用法がある。例文①における(事実だとの表明)自体を相手に確認するのであれば、文末にくる終助詞「なー」によって⑧のような文が成立するのであれば、終助詞「ぬ(ぬ)」による⑨の i、iiのような文が成立する。

⑧ 「一郎が 商売 始め・た・ん」なー？

(一郎が商売を始めたんだね。)

⑨ i 「一郎がどう 商売 始め・た・る」ぬ？

(商売を始めたのは一郎なんだね。)

⑨ ii 「一郎が 商売どう 始め・た・る」ぬ？

(一郎が始めたのは商売なんだね。)

以上のように、(5)、(6)における日本語、八重山語、沖縄語における動詞形の音声的な類似点とか相違点はあくまでも表層的なものではない。音形の裏に潜むしくみを取り出してみても、はじめて①~⑨で示したように、沖縄語の文構成にはいくつかの「法」要素が直接かかわっていることが判明し、日本語との基本的な違いが確認できる。

③~⑤の和訳が示すように、疑問の終助詞「か」単独で、沖縄語における「法」要素「み」「が」「ら」の働きを担っている。①、②における「法」要素「ん」「る」による形式的な区別も、日本語の平叙文にはない。

「二、五」沖縄語の語形成 日本語では、「おしゃべり」や「嘘つき」は(行為)だが、(人)も指すことができる。「電話で二時間おしゃべりをした」とか「嘘つきは泥棒の始まり」では行為だが、「あの人はおしゃべりだ」とか「あの人は嘘つきだ」では人を指す。後者では換喩による意味変化が起こっている。一方、沖縄語では、行為や形状を表す語からそれと関係する人やものを表す語を形成する際には、極めて生産的な五つの規則がかか

わってくる(宮良二〇一九i…五九七〇頁)。

例えば、「ゆんたく」は(おしゅべり)という行為を意味するが、①名詞末尾母音の長音化による「ゆんたくー」も、②語尾に「あー」を加えた「ゆんたかー」も(おしゅべりな人)を指す。しかし、後者には常に(稀な、ひときわ優れた)の意味合いがつきまとう。「じんぶなー」(知恵者)も、「ゆんたかー」と同様、「じんぶん」(知恵)と「あー」によって形成される。

③「まぎさん」(大きい)という形容詞(語根)からは(大きいものや人)を指す「まぎー」が規則的に形成されるので、そこから「ちぶる まぎー」(頭のでっかい人)、「みーまぎー」(大きな目の人)などが創り出される。④動作の主体を表す「やー」は動詞(語根)に続くので、「あっちゅん」(忙しくする)からは「海 あっちゅー」(海で仕事をする人)、「とういん」(取る、獲る)からは「いゆ とうやー」(魚を獲る人)がつくられる。この種の語形成は、英語の *son-of-a-* における *son-* と驚くほど類似している。⑤(活動拠点)を表す名詞「うみ」(海)、「うちなー」(沖繩)、「やまとう」(大和、他府県)などに続く「んちゅ」を使えば、「うみんちゅ」(海を活動拠点とする人、漁師)、「うちなーんちゅ」(沖繩出身の人)、「やまとうんちゅ」(大和の人)≠他府県の人)のような語が規則的にいくつも創り出される。

以上のように、沖繩語では、名詞、動詞(語根)に対して「あー」「んちゅ」「やー」(≠接尾辞)などを続けたり、名詞や形容詞(語根)の末尾母音を長めたりして、(人やもの)を表す語が

いくつも規則的に形成されるという点は、日本語にはみられない特徴である。

二、「しまくとうば」の現状と課題

「しまくとうば」とは、村よりも小さい行政区画「しま」を単位とする伝統的なことばのことだが、総称的に「琉球諸語」全体をも指すことができる。「しまくとうば」は一〇〇〇年以上も前に日本語とは同一の祖語から分岐したとされるが、一八七九年の廃藩置県を機に、明治政府によって、少数者の言語である「しまくとうば」から支配的言語の日本語への乗り換えが同化政策として否応なしに推し進められた。琉球列島において一〇〇〇年以上にわたり先祖代々受け継がれてきた言語なのにもかかわらず「日本語の方言」だとされ、方言は家庭内で、学校や公の場では日本語を使用するという乗り換えが今なお正當化されたままである。

その乗り換えは、行き過ぎた標準語励行に始まり、いつの間にか「しまくとうば」の撲滅運動という植民地化に発展していく。挙げ句の果ては、戦時下で方言を話す住民をスパイ視して虐殺するという事件までも起こしている(琉球新報二〇二三年八月一五日号)。

しかしながら、バルセロナにおける「言語の権利に関する世界宣言」(一九九六年六月六日)以来、少数者の言語であっても、

支配的言語と等しく母語として自由に使う権利として、言語権が基本的人権として保障されている。過去の同化政策の正当化を是正することなく、「しまくとぅば」を母語として自由に使うという言語権が奪われた状態が一四〇年余もの長期に渡って続いたことが、取りも直さず今日の絶滅の危機を招いているのは疑う余地はない。

「二、一」「しまくとぅば」の現状 日本の方言学会では長きにわたって「日本語は内地方言と琉球方言に大別される」（東条一九二七）とされてきた。一方、二〇〇九年二月二二日「国際母語の日」にユネスコの世界危機言語地図では、日本国内における固有な言語として、日本語やアイヌ語の他に、六つの琉球の言語と八丈語が加えられた。しかも、「しまくとぅば」は絶滅の危機に瀕している言語だと厳しい査定を受けている。

国連B規約（市民のおよび政治的権利）人権委員会（二〇〇八年一〇月三〇日）や国連人種差別撤廃委員会（二〇一四年八月二九日）も言語権に基づく人権侵害や差別撤廃を唱え、琉球やアイヌの子どもたちに伝統的な言語、歴史、文化を教科として学校現場で教える必要性を日本政府に勧告している。英語、中国語、韓国語などの外国語の教科はあるのに、自分たちのことを知るための原点となる「しまくとぅば」の危機的状況を目のあたりにしながらも、「しまくとぅば」を教科として学校教育に導入することすらできずにいる。一〇〇〇年以上にわたつ

て祖先から受け継いできたことばなのに、この時代で絶滅させることが許されて良いはずはない。

「二、二」「しまくとぅば」継承の意義 言語は意思伝達の手段ではあるが、発話者のアイデンティティーとも深くかわつている。

例えば、沖縄語が描き出す精神世界では、自分たちは「うちなーんちゅ」（沖縄の人）、他府県の人たちは「やまとぅんちゅ」（大和の人）として区別する。日本語は「やまとぅんちゅ」と呼び、自分たちのことばの「うちなーぐち」（沖縄語）として区別するように、「やまとぅ」と「うちなー」はまったく相反する概念である。その「やまとぅ」とは元来、奈良時代やそれ以前の「日本」を表す言葉であり、「うちなーんちゅ」は「日本人」ではあつても、「やまとぅんちゅ」ではない。

八重山語の精神世界においてもまったく同様、日本語は「やまとぅむに」（日本語）と呼び、自分たちの言語の「やいまむに」（八重山語）と呼んで区別し、自分たちは「やいまぷいとう」（八重山の人）、他府県の人たちは「やまとぅぷいとう」（大和の人）として区別する。^{註4}さらに、沖縄本島の人たちは「うくいなーぷいとう」（沖縄の人）で、沖縄本島の人たちの言語を「うくいなーむに」（沖縄語）と呼ぶ。このように「うくいなー」と「やいま」は相反する概念である。

それで、八重山の地を離れることを「たぶい」（旅）というこ

とばを使って、「ふあーや むーる たぶいかいどう はらし
えーるい」(子どもはみんな旅に行かせている＝八重山を離れ
て生活させている)のような表現をするが、沖繩本島へは「う
くいなーたぶい」(沖繩への旅)、他府県へは「やまとうたぶい」
(本土への旅)、中国へは「とーたぶい」(中国への旅)という。
沖繩語では、「とーたび」はあの世への旅立ちをも意味する。

言語圏の違いを表す「やまとう」「うちなー」「やいま」は、文
化圏の象徴(シンボル)でもある。日本語の「山」は、沖繩語の
「やま」とは同じ概念ではない。沖繩語では(低地でも木が茂
っているところ)は「やま」である。「川」に対応する沖繩語は
「かー」だが、「かー」は(湧泉、井戸)を意味し、「かーら」が
(川)である。

日本語の「兄弟」に対応するのが沖繩語の「ちよーでー」だ
が、意味するところは(兄弟姉妹)である。「ちよーでー」は本
来、男女差や年齢差を意識しない広い概念なので、男女差を意
識する際には「ういなく」(女)、「ういきが」(男)を使うことに
よって初めて「ういなく ちよーでー」(姉妹)、「ういきが ち
よーでー」(兄弟)が形成される。^(註5)そこには、男女差や年齢
差を意識した「姉」「妹」「兄」「弟」という語彙から「姉妹」、「兄
弟」が形成されるという日本語の概念構成との違いがある。

このような日本語と沖繩語の語彙概念の違いは、我々を取り
囲む自然や社会生活を反映したものの見方考え方の違いからく
るものだと考えられる。

「出逢^{いぢや}りばちよーでー」(出逢えばもはや兄弟姉妹も同然)と
いう格言がある。ここでは、「ちよーでー」自体が性別とか、
年齢の上下に縛られない広い概念だからこそ、その分け隔てが
ない親密な関係性を取り上げて、人付き合いにおいても大切だ
と教えさとすことになる。

沖繩語圏で生活しているにもかかわらず、日本語しか知らな
い沖繩の子どもたちにとっては、自分たちを取りまく沖繩の自
然や社会の姿を反映したものの見方考え方ではなく、異なる自
然や社会を反映した日本語の概念でものごとを感じ取るしか他
に術はないことになる。このようなねじれは、本来の自分自身
のアイデンティティーを失う危険性を孕んでいることになる。
これこそ母語を失った姿であり、まさしく人権問題である。

一八七九年の廃藩置県以来、約一四〇年もの間、母語を自
由に使うという権利が「他者」によって奪われ、いつの間にか
その権利を放棄したことになっている。そういう視点からは、
「しまくとぅば」の普及は失った言語権を回復しようとする運
動である。

それにしても、言語は文化の基層を成すものなので、日本国
内における言語の多様性は文化の多様性という豊かさにつなが
るという観点からしても「しまくとぅば」の復興を推し進める
のは国民にとっても歓迎すべき社会行動だと思われる。

「二、三」「しまくとぅば」の普及 少子化が進み、小中学校

では空き教室が増えるという事態への対応策として、文科省が全国の都道府県の教育委員会に対して空き教室を利用して高齢者と児童生徒の交流の場とするようにという通達が新聞記事の一面を飾ったときのことである。放課後、地域の児童生徒に地域の大人たちが地域の伝統的なことば(すなわち、「しまくとぅば」)を教えるかどうかという考えがひらめいた。

早速、有志の方々に呼びかけ、四ヶ月間の準備をして、二〇〇一年一月二一日に「沖繩方言普及協議会」(後に「NPO 沖繩県沖繩語普及協議会」に改称)を創設したが、本格的な規模の沖繩語の普及活動の始まりであった。

筆者は同会事務局長として、その三ヶ月後の翌年初めには沖繩語の表記法を提案し、シンポジウムを開催して意見を交換し、新聞紙上でも具体的な提案を何度となく連載してもらい、その試みを世に問いかけた。それに基づいて沖繩語の初級用教本『はじみらな うちなーぐち』を出版し、その翌々年には沖繩語による季刊紙『沖繩方言新聞』(後に、『沖繩語新聞』に改名)を発行し、現在も続いている(NPO 沖繩県沖繩語普及協議会(編)(二〇二〇年)を参照)。他にも、数々の沖繩語の講師養成講座、講演会やシンポジウムなどを開催し、沖繩語の中級用教本『沖繩ぬ暮らしとう昔話』の出版、小学校での教育実践なども行なってきた。詳細は、創立十周年記念誌『世界報』(二〇一〇年)を参照のこと。

普及活動の中でも、特筆すべきことは、九月十八日を「くと

うば」の語呂合わせで「しまくとぅばぬ日」と定め、二〇〇五年九月十八日におけるシンポジウムで前記「言語の権利に関する世界宣言」を受けて「しまくとぅばぬ日」宣言(資料1を参照)を発表し、その宣言内容の実施を国や県の行政当局に要請した。その翌年には、沖繩県議会が「しまくとぅばの日」に関する条例(資料2を参照)を制定している。

しかしながら、県条例に基づく沖繩県の「しまくとぅば」に関する普及事業は自らが実践の主体とはならず、いくつもの民間団体にほとんど預けっぱなしで、教育実践という重要な課題も先送りするだけであった。その是正を図るため、二〇一六年にNPO 沖繩県沖繩語普及協議会は他の三団体と合同で「しまくとぅば普及センター」設置を沖繩県に要請し、早速二〇一七年には実現したものの、「しまくとぅば」の話者は減少するばかりで十分な成果はあがっていない。

同センターがまず着手すべきことは、「しまくとぅば」(いわゆる「琉球諸語」と日本語の関係は姉妹語の関係にあり、琉球諸語は「日本語の方言では決してない」ことを県民に対して明確に公表すべきである。

それに、同センターが現在推進中のアーカイブ事業は、「しまくとぅば」の危機的状況からの脱却を図るため普及・継承しなければならないという目的とその緊急性からは大きくかけ離れているので、軌道修正が必要である。

平成 17 年 9 月 18 日

2005 年「しまくとぅばぬ日」宣言

2005 年 9 月 18 日の第 1 回「しまくとぅばぬ日」（場所：那覇市中央公民館）における「ふいるみらな しまくとぅば」シンポジウムの場を借りて、「しまくとぅば」の重要性に鑑み、次の宣言を採択する。今後、「言語の権利に関する世界宣言」が国連における国際条約として認定される動きに伴い、この宣言が速やかに実施されることを本集会の名において国や県の行政当局に要請する。

1. 1996 年 6 月 6 日のバルセロナにおける「言語の権利に関する世界宣言」に基づき、沖縄県内では沖縄語（沖縄本島とその周辺離島）、宮古語（宮古郡）、八重山語（与那国を除く八重山郡）、与那国語（与那国島）という地域固有の言語の共同体を認める。
* 「しまくとぅば」は、通常その 4 つの言語をさらに細分化した地域語を指すものとする。
2. 上記における言語共同体の構成員は以下に掲げる不可侵の個人的権利を有する。
 - 1) 私的にも公的にもその言語を使用する権利
 - 2) 地域固有の言語による自己表現能力を育成する教育を受ける権利
 - 3) 公的機関や社会的な場において、その言語で応待を受ける権利
3. 上記の言語共同体は、その固有言語が将来にわたり継承されることを可能にするために必要な財源を組織化し、管理する集団的権利を有する。

以上、宣言する。

「しまくとぅばぬ日」制定事業実行委員会
沖縄語普及協議会

資料2

○しまくとうばの日に関する条例

平成18年3月31日条例第35号

しまくとうばの日に関する条例をここに公布する。

しまくとうばの日に関する条例

(趣旨)

第1条 県内各地域において世代を越えて受け継がれてきたしまくとうばは、本県文化の基層であり、しまくとうばを次世代へ継承していくことが重要であることにかんがみ、県民のしまくとうばに対する関心と理解を深め、もってしまくとうばの普及の促進を図るため、しまくとうばの日を設ける。

(しまくとうばの日)

第2条 しまくとうばの日は、9月18日とする。

(事業)

第3条 県は、しまくとうばの日の啓発に努めるとともに、その日を中心としてしまくとうばの普及促進のための事業を行うものとする。

2 県は、市町村及び関係団体に対し、しまくとうばの普及促進のための事業が行われるよう協力を求めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

むしろ、現在再建中の歴史的建造物を「首里城正殿」とかではなく本来の名称の「御百浦添御殿」を復活したり、羽衣伝説発祥の地を「森の川」から「杜ぬ湧泉」に訂正したり、文化遺産であれば日本語表記の「組踊」ではなく沖縄語の「組踊い」で登録するというような「しまくとぅば」本来の姿を取り戻す運動を率先して展開することなども重要になってくる。

さらに、地名の標識、宣伝広告、商標、名所旧跡の説明、空手や芸能関係書の中で「しまくとぅば」をふんだんに取り入れるという事業も必要である。そうすることで、沖縄、宮古、八重山、与那国の暮らしの中に新鮮なイメージを吹き込みながらも、県民一人ひとりに自己啓発を促すというようなことになれば、最終的には地域活性化につなげることも期待できる。

【二、四】「しまくとぅば」教育に向けての提案 「しまくとぅば」教育に向けて、モデルとすべき格好の事例がある。

北海道松前町は著名な金子鵬亭という書家の出身地で、二〇〇八年に「文化や歴史を尊ぶとともに、書を愛する心を育てる」という独自の教育指針条例を施行した。さらに、学習指導要領によらない独自の教育課程を設置できる「教育課程特例校」の指定を文科省から受けた。それにより、二〇一〇年度から町内の全小学校に「国語科」とは別に「書道科」を新設して、年間三〇時間ほどの授業を全学年で導入している。松前中学校も、二〇一五年度から「書道科」を編成した。

授業は、地元の書家がアドバイザーとなり、教科担任と一緒に指導にあたっているという。

まずは言語権の回復を理由に、沖縄県内において「しまくとぅば」教育の「教育課程特例校」指定を受け、なるべく早い時期に「しまくとぅば科」^{註①}の設置を文科省に要請すべきである。そうすれば、夏休みなどのいろいろな機会を利用して年間三〇時間ほどの授業の導入を目標として掲げることができる。

「しまくとぅば」の講師養成にしても、例えば、生涯教育の一環として「しまくとぅば大学」と銘打ち、言語の専門家による基礎講座を集中的に一年間ほど受講し、その修了証でもって講師資格を認定し、講師資格者の所属する地元の学校や社会教育施設に派遣・配置するというシステムを確立する。そうすれば、地域の伝統的なことば（「しまくとぅば」をその地域の大人たちがその地域の子どもたちに教えることで、「しまくとぅば」の多様性が維持できる。

二〇一六年に「しまくとぅば普及センター」設置を要請した際に文書でも本節と同様な提案をし、「沖縄県しまくとぅば普及推進専門部会」などでも委員として幾度となく同提案をしてきたにもかかわらず、何の進展もみられない状況が今なお続いている。

以上のように、県教育行政部局が「しまくとぅば」を教科として学校教育に導入するのをあまりにも長い間躊躇し続けているため、「しまくとぅば」普及事業は完全に滞っている。その

打開策として、早急に民間団体主導の公開討論の場を設定し、「しまくとぅば」教育実践の具体策について真剣な議論を重ねたうえで県の関係当局に意見書を提出し、その提言内容を多くの県民が共有し、再出発することが必要とされている。

〔二、五〕「しまくとぅば」の教材製作 危機言語の復興には「規範的な文法書」が必要とされる。それがあれば、初級用、中級用、上級用と教本をいくつも製作できる。

二〇〇九年に危機言語に指定されたシシリー語はすぐに学校教育への導入が実施されたが、当初は規範的な文法書がなく言語教材の作成に問題を抱えていたという。

そのような事情を知って、個人的に取り組んだのが、『うちなーぐち——しくみと解説』（二〇一九年）と、その補助教材となる『竹取やー御主翁ぬ物語』（二〇一九年）と『うちなーぐち活用辞典』（二〇二一年）の出版である。さらに、八重山語の規範的な文法書として、クラウドファンディングを通して『やいまむに——しくみと解説』（二〇二一年）を出版し、現在いくつかの教本を製作中である。

以上のような規範的な文法書に裏付けされた教本制作が危機的な状況下において急務とされている。

三、結び

あくまでも持論ではあるが、琉球の各言語が存続する限り、それぞれの言語共同体は常にその言語を基層とする文化の中心に位置づけられる。しかし、それを失えば、独自の文化も大きな日本文化の一部として大きな変容を遂げることになり、そのうち消滅していくのは目に見えている。一〇〇〇年以上にわたり先祖代々受け継いできた伝統的な言語という精神遺産を通して、子どもたちが祖先とつながり、そのような体験を共有することで、地域との連帯感が生まれ、それが誇りや自信につながるものと思われる。今後は、豊かな心を育む、活気ある地域社会創りをするうえで、琉球の各言語を必要不可欠な資源として活用すべきだと考えられる。

「しまくとぅば」教育実践の先に見えてくるのは、琉球固有の言語（沖縄語「八重山語」「宮古語」など）にかんする教科の設置である。それが定着すれば、選択科目として国内外のどこでも誰でも学べるようになるし、さらに個別の言語を教える教師という職業が必要になり、新たな雇用を生むことにもなる。

1 註

連濁による音変化が起こると「くち」は「ぐち」になる。

2 後柏原天皇の謎立て「母には二たび会ひたれども父には一度も会はず」(一五一六年)に対する答えが「唇」だと言う。

その意味するところは、「母」が古い発音の「ばば」とか「ふあふあ」であれば、両唇が二度会うことになる。

3 与那国語は、「あ」「い」「う」の三母音の体系である(池間一九九八)。ここでの六つの母音とは、正確には六つの母音音素のことである。

4 八重山語彙の「ぶい」「くい」「ぶい」とか、(1) ii の「つい」における「い」とは、「一、二」節の最終段落で取り上げたように口蓋化を誘発しない「イ」を指している。

5 仮名「うい(wi)」については、(3) i を参照。

6 「しまくとぅば」科では、地域によつてどの伝統的な言語にするのかを選択できるものとする。まずは、モデルとなるいくつかの学校を指定してスタートしてみるのが賢明な策だと思われる。

参考文献

Chamberlain, Basil Hall (1895) Essay in aid of a Grammar and Dictionary of The Luchuan Language. The Transactions of Asiatic Society of Japan.

服部四郎(一九三三)『琉球語』と『国語』との音韻規則『方言』第二号

服部四郎(一九五四)『言語年代学』即ち「語彙統計学」の方法について『言語研究』第二六／二七号、二九～七七頁 日本

言語学会

池間 苗(一九九八)『与那国ことば辞典』自費出版

神野志隆光(二〇〇五)現代新書一七七六『日本』とは何か——

国号の意味と歴史』東京・講談社

宮良信詳(一九九七)『中舌高母音音素 / i / を巡って』『言語研究』第一一〇号、一〇七～一二九頁 日本言語学会

宮良信詳(二〇〇〇)『うちなーぐち講座——首里ことばのしくみ』那覇・沖縄タイムス社

宮良信詳(二〇〇一)『ジャポニック語族の中の琉球語派——系統、体系、及び現況』パトリックハインリッヒ・下地理則(編)(二〇〇一)、二二～四一頁

宮良信詳(二〇一九)『うちなーぐち——しくみと解説』那覇・

沖繩時事出版

宮良信詳(二〇一九)『竹取やー御主翁ぬ物語』那覇・琉球新報社

宮良信詳(二〇二一)『うちなーぐち活用辞典』東京・国立国語研究所

宮良信詳(二〇二二)『琉球諸語の諸相』波照間永吉・小嶋洋輔・照屋理(編)『琉球諸語と文化の未来』、二三八～二六四頁 東京・岩波書店

宮良信詳(二〇二二)『やいまむに——しくみと解説』沖縄・北中城: 『ばがーすいまむに』プロジェクト

宮良信詳(二〇二二)『沖繩語の形態音韻規則』Southern Review 第三七号、三五～五〇頁

宮良信詳(二〇二三)『小書き化と琉球諸語の仮名表記』Southern Review、第三八号、二七～四二頁

名嘉真三成(一九九二)『琉球方言の古層』東京・第一書房

- NPO 沖縄県沖縄語普及協議会(編)(二〇二〇) 設立二〇周年
記念事業『沖縄語新聞一八年の軌跡』(一八年間の沖縄語新聞
の縮刷版)
- パトリック・ハインリッヒ・下地理則(編)(二〇一一)『琉球諸
語記録保存の基礎』東京外国語大学アジア・アフリカ言語文
化研究所
- パトリック・ハインリッヒ(二〇一一)『琉球諸語は方言ではない』
パトリック・ハインリッヒ・下地理則(編)(二〇一一)、一
一頁
- 琉球新報(二〇一三年八月一五日号)「あの時こう報じた！教訓
を紡ぐ」⑤方言論争一九四〇年」那覇・琉球新報社
- 東条 操(一九二七)『国語の方言区劃』東京・育英書院
- 上田 萬年(一八九八)「語学創見、第四」P-音考』『帝国文学』
第四号、一・四一〜四六頁
- 安本美典(一九九四)「日本語の起源」『日本語論』第二卷(一一)、
一二〜三五頁 東京・山本書房